

月刊

東海財界

Monthly Report



カーボンナノチューブ発見者
 84歳名城大・飯島澄男終身教授の今
 衰えぬ好奇心ノーベル賞「気にせず」

和音の会主宰 清香さん
 ジャンルを越えたコラボを通じて
 大好きなお箏を追求していききたい

トイイング代表取締役 西田宏平
 微生物で高機能土壌を開発
 「未来永劫続く食料生産システムを」

「真剣な政治家」と妻

瀬戸市議時代から国政視野



物価偽装の「闇」突破は
 マスコミは真実の報道を

防げるか「中国ハブル崩壊」
 世界経済への影響はリーマン以上

名古屋税関長・柴田敬嗣氏
 「空想期」デカルトの言葉を道しるべに

中部経済産業局長・寺村英信氏
 「企業の覚醒を手助けしたい」

東海財務局長・渡邊輝氏
 「人や情報つなぎ地域全体をよい方向に」

鈴木 淳司 総務相
 (2014年撮影)

技能実習制度改正への提言

識者による座談会(後編)

2023
 10月号
 (毎月25日発行)



片岡憲明弁護士の 法律相談事務所



片岡 憲明 (かたおか のりあき) 1977年生まれ。2001年東京大学法学部卒業。同年司法試験合格。03年弁護士登録。寺澤綜合法律事務所入所。07年片岡法律事務所入所。23年7月より同事務所代表弁護士。
<弁護士法人片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎052-231-1706

友人と株式半々の会社の行方は

【質問】 私は10年前に友人と2人で株式会社を設立しました。その際、私と友人で100万円ずつ出資し、100株ずつ均等に所有しました。現在、私も友人も取締役で、友人が代表取締役です。数年前から関係が悪化、社内で顔を合わせるだけで口論になり、耐えられなくなってきました。2人とも、自分から会社を出るつもりはないのですが、何とか友人に会社から出て行ってもらう方法はないでしょうか。

【回答】 仲の良い友人同士で会社を設立する場合、50%ずつ株式を所有する例はたまにあります。対等な関係で事業を起ち上げるのだから、株式も対等でなければ、という思いがあったと思いますが、揉めたときは大変になります。

今回のように、株式会社で過半数の株式を所有している人がいないということは、誰も何も決められない、ということになります。たとえば、相手方を取締役から解任したいと思っても、株主総会で解任を決議することができません。解任に必要な普通決議には、議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数を必要とするからです。

あなたが議案に賛成したくても、友人も賛成しないと決議ができません。友人が自分を取締役から解任する議案に賛成するわけがありません。逆に、友人もあなたを解任することはできません。また、取締役の任期が切れた後、改めて取締役を選任することもできません。

過半数の議決権を有している株主がいなくて、

2人が一致しなければ取締役の再任すら決議できないのです。なお、再任決議が無いと、任期切れ取締役となりますが、新たに選任される取締役もいないため、取締役としての権利義務はそのまま維持されます。問題はないのかもしれませんが、健全な状態とはいえません。その他、会社として重要な方針を決定することも、できません。

このような対立状態を「デッドロック」といいます。どう解消したら良いのでしょうか。

1つには、友人から株式を買い取り友人に取締役を辞任してもらうか、あなたが友人に株式を売って自ら取締役を辞任するかです。しかし、2人とも株式を渡したくない場合(代金の折り合いがつかないなど)、「解散」という方法があります。今回のように、あなたと友人とで関係が悪化し、物事が決められなくて、困ってしまっている場合は、裁判所の手続により解散を行うことができることもあります。

会社を解散すれば、清算人が、会社の財産・負債を清算し、残余財産をあなたと友人に配分することになります。とはいえ、解散は、会社を消滅させることになるため、取引先や従業員に迷惑をかけることになります。また、会社の財産が多額だと、税金の負担が重くなることもあります。解散のための費用もかかるため、双方にメリットはないでしょう。

やはり望ましいのは、上記の株式売却です。株式を売却すれば、譲渡所得税くらいしかかかりませんので、双方が損をしないよう、上手に価格交渉されてはいかがでしょうか。